

求職者支援訓練【令和7年度第2四半期開講分】の募集について
(令和7年7月2日～令和7年9月30日) 開講分

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づく求職者支援訓練の令和7年度第2四半期開講分について、下記のとおり訓練実施機関を募集いたします。つきましては、求職者支援訓練の実施についてご検討いただきますようご案内申し上げます。

記

1 募集する令和7年度第2四半期実施定員数について

コース別		第2四半期開講分 実施定員数
基礎コース		15人（うち新規参入枠15人）
	地域ニーズ枠以外	15人
	地域ニーズ枠 (ハローワーク浜田・益田管内)	0人
実践コース		90人（うち新規参入枠15人）
介護分野		15人
医療事務分野		15人
デジタル分野	IT	15人
	WEB デザイン	15人
その他		30人

※令和7年度予算成立前であり、今後の情勢次第では変更があり得る可能性があります。

※令和6年度末が期限となっている特例措置（介護分野等に係る職場見学等促進奨励金、オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和措置）の令和7年度以降の取扱いにつきましては、支部までお問い合わせください。

※四半期ごとにおける各地域（ハローワーク管轄内）で申請できるコースの上限は、1分野1コースになります。

2 認定申請にかかる事前相談

認定申請書の受付開始までの期間（但し、午前9時から午後5時まで）において、申請書作成に係る事前相談を随時実施しますので、申請予定の方は可能な限りご利用ください。

3 ハローワーク来所日について

上記2の事前相談期間中にご相談をいただいた実施機関については、当支部においてハローワーク来所日（指定曜日）をご連絡いたしますので、それに基づき日別計画表を作成してください。なお、ご相談がなく認定申請書を提出された実施機関については、ハローワーク来所日の変更を依頼する場合があります。また、事前相談期間内にご相談いただいた実施機関については基本的にはご連絡する指定曜日で変更はありませんが、日によってはハローワークの都合により変更をお願いすることもありますので、ご了承ください。ハローワーク松江及び出雲管轄以外の実施機関については、従前どおりの取り扱いとなります（曜日は月によって異なることがないよう統一してください）。

4 認定基準等について

令和6年11月29日以降に申請する訓練科の認定申請に係る取扱いについて、当機構のホームページ（※）をご確認いただき、必ず最新版の留意事項等関係書類をご一読の上、最新版の認定申請書をご使用いただきますようお願いいたします。その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

※【該当URL】<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>

【必読資料】

上記URL『訓練科の申請について』に『令和6年11月29日以降に申請する訓練科の申請について』及び『令和6年11月29日以降に申請するeラーニングコースの申請について』という表示がありますので、当該箇所に掲示されている以下のファイルをダウンロードし、ご一読の上、認定申請書を作成してください。併せて『求職者支援訓練の認定基準等について』及び『求職者支援訓練の認定基準等について(eラーニングコース用)』もご確認ください。

1 申請に当たっての留意事項

(1) 重要なお知らせ (2) 申請書の提出に当たっての留意事項 (3) カリキュラムの作成に当たっての留意事項 (4) 求職者支援訓練の認定基準等について (5) 求職者支援訓練の選定方法 (6) 認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内 (厚生労働省)

2 eラーニングコースの申請に当たっての留意事項

(1) 重要なお知らせ (2) 申請書の提出に当たっての留意事項(eラーニングコース用) (3) カリキュラムの作成に当たっての留意事項(eラーニングコース用) (4) 求職者支援訓練の認定基準等について(eラーニングコース用) (5) 求職者支援訓練の選定方法 (6) 認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内 (厚生労働省)

3 認定申請様式

認定申請様式【基礎コース用】 (令和6年12月2日掲載)

認定申請様式【実践コース用】 (令和6年12月2日掲載)

認定申請様式【eラーニングコース用】 (令和6年12月2日掲載)

5 募集から訓練開始までのスケジュール設定について

【スケジュール設定例】※最速の訓練開始日を想定する場合

	令和7年度第2四半期	必要日数
募集期間	5/19（月）～6/16（月）	2週間程度 （標準1か月）
選考日	6/20（金）	募集締切後3開庁日
選考結果通知日	6/24（火）	選考後1～2開庁日
就職支援計画	6/25（水）～7/1（火）	5開庁日以上 （年度をまたぐ場合は6開庁日）
訓練開始	7/2（水）	

6 認定申請書類の提出について

機構ホームページに公開するコース情報を正確かつ迅速に登録するため、申請書は電子データでのご提出をお願いしています。（添付資料は、容量が大きいため郵送でお願いします。）

（1）認定申請書類（エクセルファイル等電子データ）提出先

※認定申請受付用アドレス 宛

初回の申請機関については、事前に担当者からご連絡させていただきます。

（2）補正期限

ご提出いただいた申請書について、当支部から修正依頼を行う場合がありますが、修正依頼する申請書類の提出期限（補正期限）をお知らせします。

指示された期限内に修正が完了しない場合は、申請書を返却させていただきますこととなりますので、ご了承下さい。

（3）その他

- ① 電子ファイルを提出後、受付期間終了日から2開庁日以内に、送信されたメールアドレスあてに当支部から受理印を押した認定様式第1号の写しを送付いたします。受付期間終了日から2開庁日を過ぎても連絡がない場合は、当支部まで電話連絡をお願いいたします。
- ② 申請書に使用できる文字等は、半角文字又は全角文字のみの入力とする項目及び文字数制限が設けられている項目がありますので、ご注意ください。

7 コース案内の電子ファイルの提出について

島根労働局へ認定訓練科のコース案内データの送付は不要です。別途、コース案内許可通知で依頼いたしますので、当該通知に基づき当支部あてご提出ください。

コース案内を送付される場合は、PDF でのご提出も併せてお願いします。

8 各様式（役員一覧、コース案内）について

認定様式以外の様式（島根参考様式）を当支部ホームページに掲載していますので、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

【掲載 URL】

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/format.html>

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

島根支部求職者支援課

TEL 0852-31-2305 FAX 0852-31-2164